

# 菓子業界におけるインボイス制度 対応ガイドライン（補足資料）

2022年 11月

e-お菓子ねっと



## 2023年10月施行の適格請求書等保存方式（インボイス制度）へ菓子の卸、メーカーが対応する際の補足資料

1. 前回の消費税軽減税率制度対応ガイドラインと 今回のインボイス制度対応ガイドラインの主な変更点	2
2. 利用企業における対応ポイント	3
3. 追加対応の参照先	4
4. 修正インボイス（適格請求書の修正）対応の留意点	5
5. 修正インボイス（適格請求書の修正）による支払書対応例	6
6. インボイスを事業所単位（企業以外）で運用する場合の留意点	8
7. 請求（支払）の対応方法	9
<補足> 請求（支払）の問題点	
8. 販促金支払・案内（請求）の対応方法	11
<補足> 販促金データの問題点	

# 1. インボイス制度対応ガイドラインの主な変更点

前回の区分記載請求書等保存方式の施行（2019年10月）に向けて、菓子業界（e-お菓子ねっと）として作成した消費税軽減税率制度対応ガイドラインと今回の適格請求書等保存方式の施行（2023年10月）に向けて、再編集したインボイス制度対応ガイドラインの主な変更点は、以下の通りとなります。

## <消費税軽減税率制度対応ガイドライン>

- ・e-お菓子ねっとでは、軽減税率対応における会員企業の負担軽減を図るため、区分記載請求書等保存方式（2019年10月～）に留まらず、適格請求書等保存方式（2023年10月～）に対応する。

## <インボイス制度対応ガイドライン>

- ・消費税軽減税率制度対応ガイドラインに記載の対応方法を踏襲したうえで、国税庁から公開された追加情報に基づき、追加対応する。現在、ガイドラインの改訂を行っており、第2版の年内公開を予定しております。

- ①登録番号の取得
- ②適格請求書等の保存
- ③返還インボイス（返品・割戻し・リベート）、役務の対応
- ④修正インボイス（適格請求書の修正）の対応
- ⑤請求書／支払書のレイアウト変更
- ⑥EDIフォーマット対応

## 2. 利用企業における対応ポイント

前回の区分記載請求書等保存方式の対応状況で今回の対応範囲は以下の様に異なります。

(1) 区分記載請求書のガイドラインに対応済 → ①～⑥を主に対応漏れがないことをご確認下さい。

(2) 区分記載請求書のガイドラインに未対応 → No. 1～19の全てを対象とした対応をお願いします。

※～19/9請求書等保存方式要件、19/10～区分記載請求書等保存方式要件、23/10～インボイス制度要件

No.	要求対象	要求内容	～19/9	19/10～	23/10～
1	適格請求書	軽減税率の対象品目である旨		●	
2	適格請求書	請求書発行者の氏名または名称	●		
3	適格請求書	取引年月日	●		
4	適格請求書	取引の内容	●		
5	適格請求書	対価の額(税込)	●		
6	適格請求書	請求書受領者の氏名または名称	●		
7	適格請求書	税率ごとに合計した対価の額(税込または税抜)		●	
8	適格請求書	税率ごとの消費税額および適用税率			●
9	適格請求書	返品分の資産譲渡日付		●	
10	適格請求書	登録番号			●
11	適格請求書	買い手から売り手への内容確認依頼文(支払書のみ)		●	
12	商品登録申請書	卸へ「税率」や「一体資産」情報を通知		●	
13	菓子統一伝票	適格請求書等に納品書を利用するため、「税区分*」を追加		●	
14	登録番号の取得	請求書に記載する「登録番号」の取得、通知、入手			①
15	返還インボイス	返品・割戻し・リベート対応、役務の対応			②
16	修正インボイス	適格請求書の修正対応			③
17	適格請求書	適切な適格請求書等の保存			④
18	請求書/支払書	適格請求書の要件を満たす様にレイアウトを改修		●	⑤
19	EDIフォーマット	適格請求書等保存方式に対応			⑥

※「●」は、消費税軽減税率制度対応ガイドラインで対応(記載)済み

### 3. 追加対応の参照先

以下については、2019年10月に向けた「消費税軽減税率制度対応ガイドライン」では対応していません。「インボイス制度対応ガイドライン」（以降、ガイドライン）を参考に2023年10月の適格請求書等保存方式の施行までに対応をお願いします。

#### ①登録番号の取得

- ・ガイドライン p9 項番 3-5. 適格請求書発行事業者の登録制度
- ・ガイドライン p44 項番 4-1. 適格請求書発行事業者の登録番号対応

#### ②返還インボイス（返品・割戻し・リベート）、役務の対応

- ・ガイドライン p22 項番 3-8. 適格返還請求書（返還インボイス）の記載事項について【返品】
- ・ガイドライン p46 項番 4-2. 何をもちてインボイス（適格請求書）とするか【品代（返品）・割戻し・リベート・役務】
- ・ガイドライン p78 項番 5-1-3. 各社における「適格返還請求書等」の実現方法【返品】
- ・ガイドライン p100 項番 6-4. 請求書【役務】

#### ③修正インボイス（適格請求書の修正）の対応

- ・ガイドライン p25 項番 3-9. 適格請求書の修正（修正インボイス）
- ・ガイドライン p46 項番 4-2. 何をもちてインボイス（適格請求書）とするか【請求書・請求書+支払書・支払書】

#### ④適格請求書等の保存

- ・ガイドライン p27 項番 3-1 1. 適格請求書等の保存
- ・ガイドライン p60 項番 4-3. インボイス（適格請求書）の保存

#### ⑤請求書／支払書のレイアウト変更

- ・ガイドライン p78 項番 5-1-3. 各社における「適格返還請求書等」の実現方法【返品】
- ・ガイドライン p100 項番 6-4. 請求書【役務】

#### ⑥EDIフォーマット対応

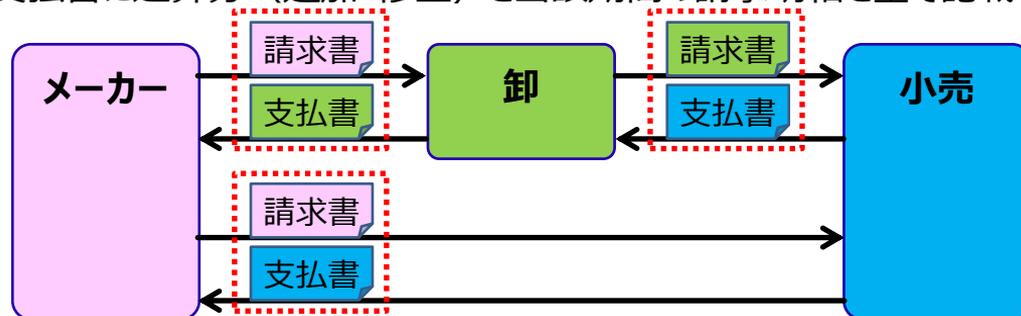
- ・ガイドライン p87 項番 6-1. e-お菓子ねっとEDI標準フォーマットの対応内容
- ・ガイドライン p88 項番 6-2. EDIフォーマットの改修内容

## 4. 修正インボイス（適格請求書の修正）対応の留意点

交付を受けた請求書（請求データ）に誤りがあった際の対応方法として、再交付以外の方式を説明します。

(1) 請求書（請求データ）に対して、支払書（支払データ）で違算分を記載

- ① 支払書に違算分（追加・修正）のみを記載する方法
- ② 支払書に違算分（追加・修正）と当該期間の請求明細を全て記載する方法



※次ページの例示を参照して下さい

(2) 請求書と支払書を合わせて、違算（追加・修正）を清算する場合の留意事項

- ① 支払書は交付を受けた請求書との関連性を請求書により明らかにする必要があります。（ガイドラインp57参照）
  - ・請求番号にて関連づける
  - ・「請求期間 x x 月 x x 日～日分」にて関連づける
  - ・「x x 月分請求 + 請求合計金額」等を記載し、関連づける
  - ・請求年月日等を記載し、関連づける
- ② 支払書は、課税仕入れの相手方（売り手）の確認を受けたものに限られます。（ガイドラインp75参照）
 

例）支払書に「支払書の内容に、訂正、誤り等があれば、△△日以内にご連絡をお願い致します。」記載

## 5. 修正インボイス（適格請求書の修正）の支払書による対応例①

### (1) 支払書に違算分のみを記載する方法

① 支払書の明細には、訂正対象の明細のみ表記します。

※赤黒記載（取消額(▲155円)、訂正額(100円)を表記)を推奨します

② 合計欄（鑑）には、支払合計金額（請求金額+違算）を記載します。

〇〇商事 御中		請求書	2023年11月1日	
		□□製菓	(T1234567890123)	
		請求No.1000		
●10月分 ご請求（2023年10月1日～31日）				
	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	620	8	49	669
10%対象合計	412	10	41	453
お支払金額	1,032		90	1,122
納品日	伝票No.	品名	税抜金額	備考
10/1	100	チョコレート	155	
10/1	100	クッキー	155	
10/1	100	食玩A *	206	
10/10	200	飴	155	
10/10	200	煎餅	155	
10/10	200	食玩B *	206	
軽減税率：無印、標準税率：*				

関連づけ

□□製菓 御中		支払書	2023年12月10日	
		(T1234567890123)	〇〇商事	
		請求No.1000に対する		
●10月分 お支払（2023年10月1日～31日） 内容に訂正、誤り等があれば、△△日以内にご連絡下さい。				
	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	565	8	45	610
10%対象合計	412	10	41	453
お支払金額	977		86	1,063
納品日	伝票No.	品名	税抜金額	備考
10/1	100	チョコレート	-155	訂正
10/1	100	チョコレート	100	訂正
軽減税率：無印、標準税率：*				

## 5. 修正インボイス（適格請求書の修正）の支払書による対応例②

(2) 支払書に違算分と当該期間の請求明細を全て記載する方法

① 支払書の明細には、訂正対象の明細を含む全ての明細を表記します。

② 合計欄（鑑）には、支払合計金額（請求金額+違算）を記載します。

※修正インボイスの要件を満足する情報が記載されていれば、記載要件以外の請求内容を参考として記載しても問題ありません

〇〇商事 御中		請求書		2023年11月1日	
				□□製菓	
				(T1234567890123)	
				請求No.1000	
●10月分 ご請求 (2023年10月1日～31日)					
	税抜金額	税率	消費税額	税込金額	
8%対象合計	620	8	49	669	
10%対象合計	412	10	41	453	
お支払金額	1,032		90	1,122	
納品日	伝票No.	品名	税抜金額	備考	
10/1	100	チョコレート	155		
10/1	100	クッキー	155		
10/1	100	食玩A *	206		
10/10	200	飴	155		
10/10	200	煎餅	155		
10/10	200	食玩B *	206		
軽減税率：無印、標準税率：*					

関連づけ

□□製菓 御中		支払書		2023年12月10日	
				〇〇商事	
				(T1234567890123)	
				請求No.1000に対する	
●10月分 お支払 (2023年10月1日～31日)					
内容に訂正、誤り等があれば、△△日以内にご連絡下さい。					
	税抜金額	税率	消費税額	税込金額	
8%対象合計	565	8	45	610	
10%対象合計	412	10	41	453	
お支払金額	977		86	1,063	
納品日	伝票No.	品名	税抜金額	備考	
10/1	100	チョコレート	100	訂正	
10/1	100	クッキー	155		
10/1	100	食玩A *	206		
10/10	200	飴	155		
10/10	200	煎餅	155		
10/10	200	食玩B *	206		
軽減税率：無印、標準税率：*					

## 6. インボイスを事業所単位（企業以外）で運用する場合の留意点

---

<本資料での補足>

- ・区分記載請求書等保存方式のガイドラインの事例に記載していなかった事業所単位で請求（支払）を実施する場合について、EDIデータや紙での実装方法（対応方法）を補足します。

# 7. 請求（支払）の対応方法

## ■ 適格請求書の実装方法

①適格記載請求書等保存方式では、「消費税額は、一つの適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理」と定義されているため、「③事業所-2方式（伝票集計型、伝票明細型）」のデータを適格請求書とする場合、以下のように対応して下さい。（相手先と調整が必要）

- ①の様に、**適格請求書を企業単位に変更**する。
- ②の様に、一つの請求情報を**コントロールRECとトレイラRECで挟み込むレコード構造に変更**する。
- ③を継続する場合、**請求書（紙）を適格請求書（※1）**とし、**EDIデータは参考情報**と定義する。

※1：事業所単位に請求書（明細+鑑）をご利用下さい。

### <伝票集計型>

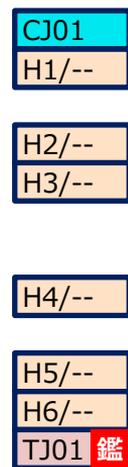
#### ①企業単位



#### ②事業所-1

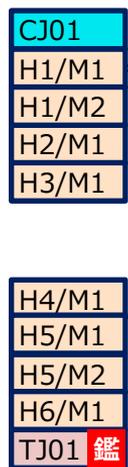


#### ③事業所-2



### <伝票明細型>

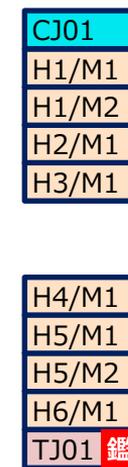
#### ①企業単位



#### ②事業所-1



#### ③事業所-2



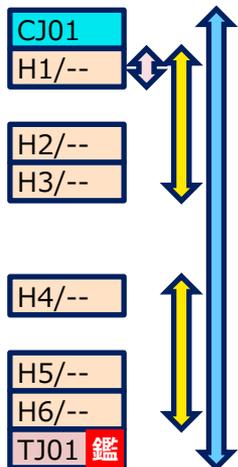
凡例：コントロールREC 伝票ヘッダ/明細REC トレイラREC : 1 明細 : 1 伝票 : 1 事業所 : 1 企業

# <補足> 請求（支払）の問題点

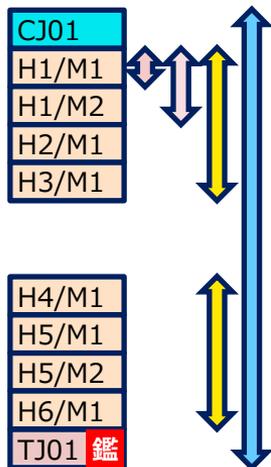
インボイス制度対応後のEDIフォーマットにおいて、適格請求書を事業所単位とする場合の問題点

- ①適格記載請求書等保存方式では、「消費税額は、一つの適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理」と定義されているため、伝票集計型、伝票明細型ともに③のレコード構造において、**トレイラRECで消費税額を算出（端数処理）することはできません。**

<伝票集計型>  
③事業所-2



<伝票明細型>  
③事業所-2



一つの適格請求書を事業所単位としたEDIデータとする場合、左記の実装方式では、事業所単位（伝票H1～H3、H4～H6）に税率毎の税額（端数処理）を算出する必要がありますが、当該項目をEDIフォーマット上に格納することができません。

凡例： コントロールREC

伝票ヘッダ/明細REC

トレイラREC

↕ : 1 明細  
 ↕ : 1 伝票  
 ↕ : 1 事業所  
 ↕ : 1 企業

## 8. 販促金支払・案内（請求）の対応方法

### ■ 適格請求書の実装方法

「③事業所-2方式」のデータを適格請求書とする場合、以下のように対応して下さい。（相手先と調整が必要）

- ①の様に、一つの**適格請求書の単位を企業に変更**する。
- ②の様に、一つの適格請求書を**コントロールRECとトレイラRECで挟み込むレコード構造に変更**する。
- ③を継続する場合、**請求書（紙）を適格請求書（※1）とし、EDIデータは参考情報**と定義する。

※1：事業所単位に請求書（明細+鑑）をご利用下さい。

①企業単位

C 01
H1
M1
M2
M3
M4

H2
M1
M2
M3
M4
T 01 鑑

②事業所-1

CJ01
H1
M1
M2
M3
M4
TJ01 鑑
CJ02
H2
M1
M2
M3
M4
TJ02 鑑

③事業所-2

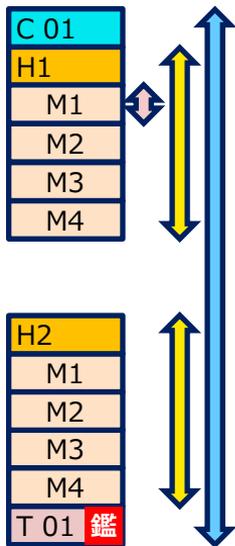
C 01	
H1	
M1	
M2	
M3	
M4	
H2	
M1	
M2	
M3	
M4	
T 01 鑑	

凡例：コントロールREC ヘッダREC 明細REC トレイラREC : 1 明細 : 1 伝票 : 1 事業所 : 1 企業

# <補足> 販促金データの問題点

インボイス制度対応後のEDIフォーマットにおける販促金案内・支払（販促金請求）の稼働内容と問題点

## ③事業所-2



一つの適格請求書を事業所単位としたEDIデータとする場合、  
 左記の実装方式では、事業所単位（ヘッダH1+明細M1～M4、ヘッダH2+明細M1～M4）に  
 税率毎の税額（端数処理）を算出する必要がありますが、当該項目をEDIフォーマット上に格納  
 することができません。



e-お薬子ねっと